

○無線設備規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百五号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 附 則 (略)</p> <p>2 この省令の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間に限り、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備は、改正後の第四十九条の二十七第九号に規定する干渉を軽減する機能を有することを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項に規定する無線局の無線設備のうち、同項に規定する期間の末日において法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明を現に受けているもの及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を現に受けている工事設計に基づくものは、第二項に規定する期間の経過後も、なお同項に規定する機能を有することを要しない。</p>	<p>1 附 則 (略)</p> <p>2 この省令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に限り、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備は、改正後の第四十九条の二十七第九号に規定する干渉を軽減する機能を有することを要しない。</p> <p>3 (略)</p>